

# 新規採用養護教諭研修

区分	基本研修
研修コード	210127
事業主管	栃木県総合教育センター 研修部 TEL 028-665-7202

- 1 目的 養護教諭の基礎的及び専門的知識・技能の向上を図るため、養護全般に関する基礎的研修及び専門研修を実施し、実践的指導力と使命感を養う。
- 2 対象 全校種の新規採用養護教諭
- 3 研修時間 9:30~16:00 (受付 9:00~9:30)
- 4 研修内容等

区分	期日	曜日	研修内容	会場	講師・助言者等
第1日	4/6	火	講話 「教職員への期待」 「教職員の服務」 「児童・生徒指導の在り方」 説明 「新規採用養護教諭研修について」		県教委教育次長 総合教育センター所長 教職員課職員 学校教育課職員 総合教育センター職員
第2日	4/26	月	講話 「健康診断と事後措置」 「保健室経営について」 「感染症の予防と管理」 《課題研究(1)》 講話 「課題研究の進め方」 講話 「学校保健行政と養護教諭」 「学校における安全教育の充実」	総合教育センター	学校教育課職員 健康福利課職員 総合教育センター職員
第3日	5/25	火	講話・実習 「学校環境・衛生活動における諸検査」 講話・演習 「健康相談活動」 《課題研究(2)》 中間指導①「研究計画の検討」	↓	大学等職員(薬剤師) 小・中学校養護教諭 健康福利課職員 総合教育センター職員
第4日	小・中 4月8日 別途計画		市町村教育委員会研修 「地区教育行政の実際」 (市町村教育委員会の別途計画)	市町村教育委員会 の指定する会場	市町村教委教育長 市町村教委職員
	高・特 6/18	金	学校・施設参観 講話・実習 「特別支援教育の実際」 「学校看護師との連携」 講話 「教職員の健康管理」	特別支援学校	学校看護師 特別支援学校教職員 総合教育センター職員
第5・6日	小・中 6月中 別途計画		教育事務所研修 「先輩が行う授業の参観」(各教科) (道徳・特別活動) (教育事務所の別途計画)	教育事務所 指定する会場	小・中学校教員 市町村教委職員 教育事務所職員

区分		期 日		研 修 内 容	会場	講 師 ・ 助 言 者 等
		月 / 日	曜			
第5日	高・特	7/1	木	研究協議 「課題研究の検討」 講話・演習 「教育関係法規」	総合教育センター	教職員課職員 総合教育センター職員
第7日 (小・中)	第6日 (高・特)	7/15	木	講話 「人権教育の実践」 講話・研究協議 「特別支援教育の理解」 説明「宿泊研修に関する事前研修」 班別協議「とちぎ海浜自然の家における班活動」		総合教育センター職員
第8・9・10日 (小・中)	第7・8・9日 (高・特)	8/2 ～ 8/4	月 ～ 水	宿泊研修 「とちぎ海浜自然の家における宿泊研修」 ・「とちぎ海浜自然の家」の施設と機能 ・野外活動の指導法 ・小・中学校、高等学校、特別支援学校の相互理解	とちぎ海浜自然の家	とちぎ海浜自然の家職員 総合教育センター職員
第10日	高・特	8/10	火	講話 「カウンセリング・マインド」 演習 「カウンセリングの基礎」	総合教育センター	高等学校教員 総合教育センター職員
第11日	小・中	8/23	月	講話 「カウンセリング・マインド」 演習 「カウンセリングの基礎」		総合教育センター職員
第11日	高・特	9/10	金	学校参観 「保健室経営の実際」 講話 「保健指導の実際」 「養護教諭による保健指導の進め方」 《課題研究(3)》 中間指導②「課題研究の中間報告」	高等学校	高等学校教職員 総合教育センター職員
第12日	小・中	9/14	火	学校参観 「担任と養護教諭による授業の参観」 「保健室経営の実際」 講話 「保健指導の実際」 「養護教諭による保健指導の進め方」 《課題研究(3)》 中間指導②「課題研究の中間報告」	小・中学校	小・中学校教職員 健康福利課職員 総合教育センター職員

区分		期 日		研 修 内 容	会 場	講 師 ・ 助 言 者 等
		月 / 日	曜			
第13日 (小・中)	第12日 (高・特)	9/30	木	講話・演習 「学校保健計画の作成について」 講話 「薬物乱用防止教育」 「性教育」	総合教育センター	学校教育課職員 健康福利課職員 総合教育センター職員
第14日 (小・中)	第13日 (高・特)	10/26	火	講話・演習 「情報化への対応」 講話・実習 「救急処置（心肺蘇生法を中心に）」		消防署員 総合教育センター職員
第14日	高・特	11/4	木	講話 「いじめへの対応」 研究協議 「いじめの早期解決と予防」 講話・演習 「保健室経営計画の作成」		総合教育センター職員
第15日		11/25	木	講話 「児童生徒の注意すべき疾病異常の管理と指導」 —整形外科— —歯科— 《課題研究(4)》 中間指導③「課題研究のまとめ」		医療関係者 小・中学校養護教諭 高等学校養護教諭 健康福利課職員 総合教育センター職員
第16日		2/3	木	《課題研究(5)》 発表・研究協議「課題研究の成果発表」 講話 「これからの教職員に期待すること」		大学等職員 小・中学校養護教諭 高等学校養護教諭 健康福利課職員 総合教育センター職員

- 付 記
- ・センター等が行う研修日のほかに校内研修を15日間実施するものとします。校内研修の実施に当たっては、「新規採用養護教諭研修年間研修計画」を参照してください。
  - ・小・中学校の第4日の期日及び会場等については、各市町教育委員会から追って通知します。
  - ・小・中学校の第5日、第6日の期日及び会場等については、各教育事務所から追って通知します。
  - ・小・中学校の第12日の会場は追って通知します。
  - ・高等学校、特別支援学校の第4日、第11日の会場は追って通知します。